



2018年第3回定例会(2018年9月20日)

加藤なを子議員(藤沢市選出)

代表質問と答弁

*一問一答形式に編集

(文責:日本共産党神奈川県議団)

【1】県民の命と安全を守ることにについて

(1) 日米地位協定の抜本的見直しについて

加藤議員: 皆さま、おはようございます。私は日本共産党県議団の一員として一般質問を行わせていただきます。

まず、質問の第1は県民の命と安全を守ることにについてです。

まず、日米地位協定の抜本的見直しについてです。

知事は、これまでも渉外知事会の会長として、日米地位協定の見直しについて取り組んでこられましたが、8月14日に全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しになどについて、特別な提言を出しました。

『米軍基地負担に関する提言』

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日

全国知事会

これは、非常に重要な取り組みとして私たちも注目しているところです。

全国知事会は、先日亡くなられた翁長沖縄県知事の「基地問題は都道府県の問題ではない」との訴えなどから、「米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、2年かけて調査を行いました。

【条文比較調査】				
	①国内法の適用	②基地の管理権	③訓練・演習への関与	④警察権
日本	原則不適用（一般国際法上、駐留軍には特別の取決めがない限り、受入国の国内法は適用されないとの立場）	米軍に排他的管理権が認められ、日本側による基地内への立入り権は明記されていない	訓練や演習に関する規制権限はなく、詳細な情報も通報されず、政府としても求めることもしないという姿勢	施設・区域内の全ての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本側による搜索、差押え、検証を行なう権利を行使しない（合意議事録）
ドイツ	派遣国軍隊の施設区域の使用や訓練・演習に対するドイツ国内法の適用を明記	連邦、州、地方自治体の立入り権が明記され、緊急の場合の事前通告なしの立入りも明記	米軍の訓練・演習には、ドイツ側の許可、承認、同意等が必要	ドイツ警察による提供施設・区域内での任務遂行権限を明記
イタリア	米軍の訓練行動等に対するイタリア法規の遵守義務を明記	米軍基地もイタリア司令部の下に置かれ、イタリア司令官による全ての区域及び施設への立入り権を明記	米軍の訓練は、イタリア軍司令官への事前通知、調整、承認が必要	イタリア司令官による全ての区域及び施設への立入り権を明記

32

『全国知事会 米軍基地負担に関する研究について』 平成30年7月 資料25-2より

また、沖縄県は、独自に県職員を海外に派遣し、他国との地位協定の比較などを中間報告としてまとめ、この研究会に提出。提言の取りまとめに尽力しました。これらの経緯から7月の全国知事会議において基地のない自治体も含め全会一致で提言が採択されました。

『米軍基地負担に関する提言』より抜粋

2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保証などを明記すること

提言の内容は、国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。また米軍の訓練ルートや時期などに関する情報を事前に知らせること。さらに、基地の使用状況などを点検し、縮小や返還を促すことも求めています。

そこで知事に伺います。全国知事会で日米地位協定の抜本的な見直しを提言するまでの取り組みの経過や、その意義についてどのように考えるか伺います。日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて、さらなる知事の取り組みの強化と決意について見解をお聞きます。

黒岩知事：加藤議員のご質問に順次お答えしてまいります。

県民の命と安全を守ることにについて何点かお尋ねがありました。まず日米地位協定の抜本的な見直しについてです。はじめに、全国知事会が日米地位協定の見直しを提言するまでの経過と意義についてです。全国知事会では平成28年に本県も委員となり米軍基地負担に関する研究会を設置し、基地負担の状況や日米地位協定の課題について認識を深めてきました。こうした活動を経て本年4月の全国知事会において日米地位協定の見直しなどを求める米軍基地負担に関する提言が採択されました。本来、国の安全保障に伴う基地負担は国民全体で担うべきであり、今回全国知事会で提言が採択されたことは、基地のない自治体も含めて基地問題についての共通理解を得たことで、意義深いことと考えております。

次に、日米地位協定の見直しに向けた決意です。昨年度の渉外知事会において、私自ら日米地位協定の改定にかかる要望内容の拡充に向け検討を開始するよう提案し、構成都市府県とともに検討を行ってきました。その結果、本年4月には従来の要望に加え日米地位協定の改定に向けた政府間交渉の早期開始などを求める特別要望を実施いたしました。今後も渉外知事会を通じて日米地位協定の改定に向け全力で取り組んでまいります。

（２）オスプレイの飛来について

加藤議員：次にオスプレイの飛来についてです。

これまでも、取り上げてきたようにオスプレイは何度も墜落や不時着、部品の落下などの事故を繰り返しています。

MV22 オスプレイは2016年12月に名護市沿岸に墜落。2017年にも緊急着陸を4回、また今年になってエンジンの空気取り入れ口の部品の落下、8月には奄美空港に緊急着陸するなど事故等が相次いでいます。また、今年6月には米空軍の **CV22** オスプレイがエンジンの不具合で緊急着陸しています。

オスプレイの機体



(出典：防衛省「MV-22オスプレイー米海兵隊の最新鋭の航空機」)

オスプレイは、神奈川の上空もたびたび飛来しています。情報も予告もないまま突然飛来し厚木基地に着陸。今年 4 月にはノースドックに陸揚げされ横浜みなとみらい地区の近くを飛び、横田基地へ向かいました。危険な低空飛行や転換モードで市街地上空を飛び交うオスプレイは県民に恐怖を与え生活を脅かしています。

MV 2 2 オスプレイは、日米合同委員会の合意で、「できる限り学校や病院を含む人口密集地は避ける」、「移動の際には、可能な限り水上を飛行する」などとなっていますが、これらを含めいくつもの合意事項が守られているとは言えません。「可能な限り」とかあるいは最大限の努力などができなかった理由、人口密集地の上空を避けて飛行できなかったのはなぜなのか聞くべきだと思います。

そこで知事に伺います。MV 2 2 オスプレイに関する日米合同委員会合意がなぜ守られないのかその理由を米軍や国に問うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また県民の命と安全を守る立場から、日米両政府に「危険なオスプレイの飛行中止」や「事前に情報を丁寧に提供すること」などを強く求めるとともに、それに反したこれまでの行動に対し、抗議すべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：次に、オスプレイの飛来についてです。平成 2 4 年に米海兵隊の MV 2 2 オスプレイが沖縄に配備されるにあたっては、日米合同委員会において可能な限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けること等が合意されています。平成 2 6 年以降、MV 2 2 は県内に度々飛来しており、本年 4 月には米空軍の CV 2 2 が横浜ノースドックに陸揚げされ、横田基地に飛行しました。県はこれまでオスプレイの飛行に際しては、都市化が進んでいる県内の状況を踏まえ、きめ細かい配慮を行うよう国に求めてきました。本年 4 月に CV 2 2 が横浜ノースドックから飛行する際には、市街地での飛行を最小限にすることなどを国に求めたところ、飛行後に国から米軍は飛行ルートを検討した。との説明があるなど、県の取組は一定の成果に結びついています。今後もオスプレイの飛行に際しては本県の実例を踏

まえた適切な配慮を行うよう、国に求めています。また、オスプレイに関する県民の皆様の不安は払しょくされたとはいえず、本件はこれまでも安全対策の徹底や安全性に関する情報提供等を国に求めてきました。今後もオスプレイについては安全性に関する県民の皆様の不安の声に配慮しつつ適切な対応を行うよう国に求めてまいります。

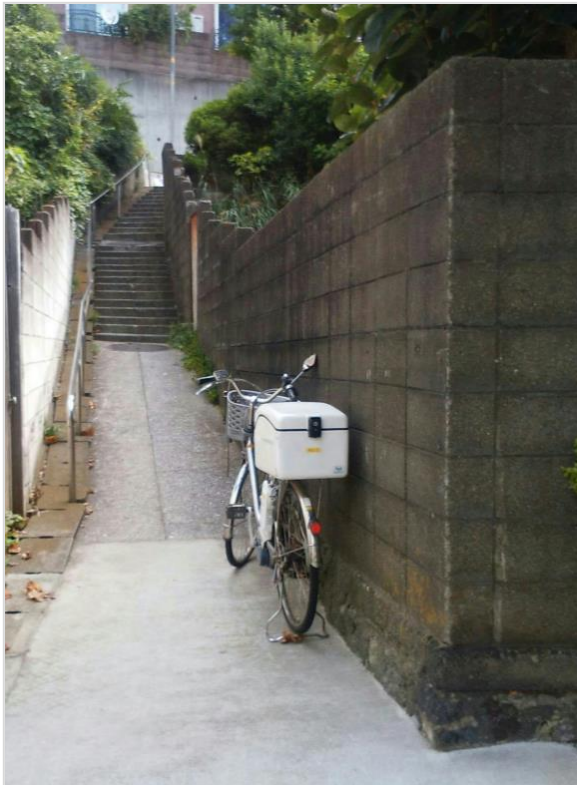
（３）民有地の危険なブロック塀対策について

（ア）現状把握と県の取組について

加藤議員：次に民有地の危険なブロック塀対策についてです。

まず「現状把握と県の取組」についてです。

今年６月におきた大阪北部地震によるブロック塀の倒壊で小学生が死亡した事故を受け、通学路も含め街の中の危険なブロック塀の撤去をどう促進するか、あらためて課題となっています。



**民有地の
ブロック塀**
(横浜市内)

県内では、2018年６月末現在で16の市町村が撤去費用への補助制度を設けています。小田原市が制度を復活し、横須賀市が新たに制度を創設しました。さらに横浜・川崎なども制度を充実させるなど新たな動きもでてきていますが、まだ補助制度がない市町村も少なくありません。住民が危険なブロック塀をなんとかしたいと考えても、撤去費用が重くのしかかり躊躇している状況があります。

そこで知事に伺います。県内市町村における民有地の危険なブロック塀の箇所数や撤去の進捗状況を把握するとともに、危険なブロック塀の撤去については県としても積極的に取り組む必要があると考えますが、今後の取組を伺います。

黒岩知事：次に、民有地の危険なブロック塀対策についてお尋ねがありました。まず、「現

状把握と県の取組」についてです。市町村等と連携しながら県が策定した神奈川県地震防災戦略では、県はブロック塀の耐震化に関する情報を掲載したパンフレットを配布し、市町村はブロック塀の安全点検や除却工事への補助を行うことになっています。こうしたことから民有地の危険なブロック塀の箇所数や撤去の進捗状況の把握は市町村が必要に応じ対応するものと考えています。県としては今回の事故を受け国土交通省が作成した点検のチェックポイントを HP や県のたよりに掲載し、県民の皆様にお知らせしました。また、県と市町村で組織する神奈川県建築物耐震化促進協議会を事故後速やかに開催し、市町村に対し補助制度の創設や充実を働きかけました。今後も、県は引き続き市町村と連携して民有地の危険なブロック塀対策を進めてまいります。

《再質問》

加藤議員：はい、それでは答弁を受けまして再質問をさせていただきます。まず民有地の危険なブロック塀対策について再質問いたします。今、市町村の方にも働き掛けをしていただけるといふ答弁がありましたが、私は県内で危険なブロック塀をなくして県民が安全に暮らし続けられるようにと、今回この質問をさせていただきました。まだ県内で補助制度がない市町村がありますので、ぜひその制度がない市町村に対して新たに県から働き掛けを行い、県の補助金や国の交付金制度を活用して進むように、さらなる働き掛けをしていただけないのかどうか再質問させていただきます。

《再質問への答弁》

黒岩知事：それでは追加の質問にお答えいたします。県と市町村で組織する神奈川県建築耐震化促進協議会、これを事故後に速やかに開催しまして、市町村に対し県の補助金や国の交付金を活用した補助制度の創設や充実を働きかけました。今後、市町村から相談があった場合には、丁寧に対応してまいりたい。そのように考えております。

答弁は以上です。

《要望》

加藤議員：働き掛けをぜひよろしくお願いいたします。それでは要望を申し上げます。私が相談に乗っている高齢のご夫婦の方はブロック塀が倒れて通行中の方がけがをしたり、命に関わるものがあつたらどうしたらよいか、近所からも何とかできないかと言われていきます。補助制度が欲しいと要望が寄せられていますが市町村にないため直せない、ということをおっしゃっていました。命に関わる問題であり、被害が出てからでは遅いと思っております。今後補助内容の充実もあわせて、民有地の危険なブロック塀撤去に向けて県がさらなる取組をしていただきますようお願いいたします。

(イ) 補助制度の充実・強化について

加藤議員：次に「補助制度の充実・強化」についてです。

『市町村地域防災力強化事業費補助の概要』より

区分	補助対象事業例	補助率	補助上限額
通常事業	○ 自助に資する取組 ・住民参加の防災訓練、情報受伝達手段の整備	1 / 3	1,500万円 (重点事業の補助上限額の内数)
	○ 共助に資する取組 ・救命講習、地域防災ワークショップ等の推進		
	○ 災害時の広域的な対応に資する取組 ・観光客、帰宅困難者対策		

ブロック塀撤去補助は
ここに含まれる

現在、県としては、民有地の危険なブロック塀対策に特化した補助制度は設けていないものの、「市町村地域防災力強化事業費補助金」における通常事業の「自助に資する取組」として藤沢市は、県から、危ないブロック塀の撤去費用の市町村補助額の3分の1補助を受けています。

国による補助

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備
+
効果促進事業

整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

ブロック塀対策について、効果促進事業の枠組みを通じて地方公共団体を支援

住宅・社会資本の整備

基幹事業(A事業) 社会資本整備総合交付金

- 道路 ○港湾 ○河川 ○砂防
- 下水道 ○海岸 ○広域連携 ○都市公園
- 市街地 ○住宅 ○住環境整備 等

基幹事業(A事業) 防災・安全交付金

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業



(B事業)

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」(社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業(C事業)

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

《社会資本整備総合交付金の例》

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
- ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

《防災・安全交付金の例》

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・防犯灯、防犯カメラの整備 等

一方国では、防災・安全交付金を活用して、民有地の危険なブロック塀対策を促進するため、地方負担の2分の1を補助しており、県内のいくつかの市がこれを利用しています。鎌倉市では、2008年度に撤去費用の半額を補助する制度を創設しましたが、年間数件しか利用がありませんでした。そこで2017年度に、補助金の上限10万円をなくし、海岸部などの津波想定区域では、補助率を90%に引きあげたところ、35件の利用があり、今年も16件の申請が出ていると新聞報道がありました。

そこで知事に伺います。県の市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして、ブロック塀の撤去・設置を重点事業に位置づけ、補助額、補助率を上げることや、国の防災・安全交付金事業の地方負担の一部を県が補助する制度を新設するなど、補助制度の充実・強化を図る必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

以上です。

黒岩知事：次に、「補助制度の充実・強化」についてです。市町村地域防災力強化事業費補助金は地震・防災戦略に掲げる、死者数の半減や、消防防災力の強化を図るため市町村が行う自助・共助の取組や広域的な対応に向けた取組を強力に支援するものです。このうち、被害軽減効果の高い取り組みを重点事業に位置付け、さらに消防の広域化や消防団の強化など、より政策的重要性が高い事業の補助率は二分の一としています。こうした考えからブロック塀の撤去は補助対象事業としていますが、重点事業への位置付けは困難との考えであります。また、国の防災安全交付金事業は市町村地域防災力強化事業費補助金と併せて活用することが可能ですので、市町村に引き続き周知してまいります。

答弁は以上です。

【2】県政の諸課題に対する役割と責任について

(1) 幼児教育・保育の無償化による影響について

(ア) 特色ある幼児教育を行っている認可外保育施設の無償化について

加藤議員：質問の第2は、県政の諸課題に対する役割と責任についてです。

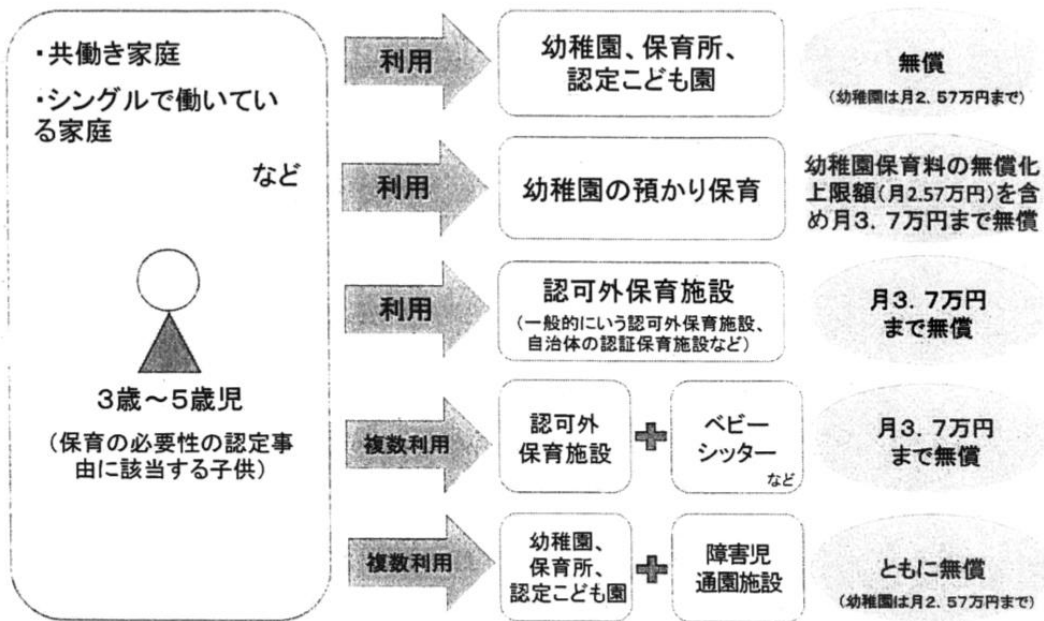
幼児教育・保育の無償化による影響についてです。

まず特色ある幼児教育を行っている認可外保育施設の無償化についてです。

私たちは、幼児教育・保育の無償化は行う必要があると考えています。でも財源を消費税に頼るべきではないと考えます。しかしながら、政府は2019年10月から消費税率10%への増税とあわせて、幼児教育・保育の無償化をめざしています。

来年の10月スタートまであと1年しかありません。すでに保護者はこの秋から来年の保育園や幼稚園などへの申し込みを始める時期となり入園先の選択が迫られています。この幼児教育・保育の無償化の対象とその内容は大変複雑ですべてが無料になるわけではありません。

複雑な無償化の仕組み①（共働き・シングル家庭など）



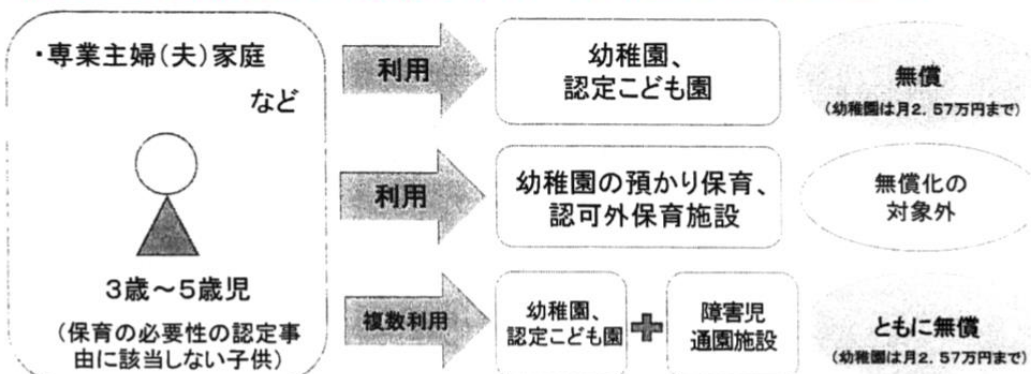
出典：「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」
(平成30年5月)

まず3歳～5歳児では、保育の必要性を認定された子どもで、保育所、認定こども園、子ども・子育て新制度に移行した幼稚園を利用する場合は、無償となります。

また、県内でも多い、新制度に移行していない幼稚園では、月2万5700円までは無料ですが、それを超える額は自己負担となります。さらに一定の基準を満たす認可外保育施設を利用する場合や幼稚園の預かり保育を利用する場合は、月3万7千円まで無料、それを超える額は利用者負担となります。

次に0から2歳児については、住民税非課税世帯で保育の必要性が認定された子どもは無料ですが、非課税ではない家庭の子どもは有料のままです。

複雑な無償化の仕組み②（専業主婦/主夫家庭など）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

出典：「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」
(平成30年5月)

さらに、幼稚園以外の幼児教育を目的とする認可外保育施設、いわゆる幼児教育施設が、県内には35か所あります。その内、県の所管が24か所あります。

特色ある幼児教育を行っている認可外保育施設



この施設に通う子どもたちは、専業主婦家庭の方が多いなど、保育の必要性がないと認定されるため、無償化の対象外となります。来年の園児募集で、子どもが集まらない場合、施設は存続の危機となります。

特色ある幼児教育を行っている認可外保育施設



これまで幼児教育施設は、幼稚園と同じように特色ある幼児教育を行い、地域でかけがえのない役割を果たしてきました。このため、差別なく幼稚園と同様に無償にすることが求められています。

そこで知事に伺います。特色ある保育内容で保護者から選ばれた、幼児教育を担ってきた、県所管の24箇所の認可外保育施設いわゆる幼児教育施設が来年度以降も存続できるよう、当該施設に通うすべての子どもの無償化を、国に要望すべきと考えますが、見解を伺います。また、この無償化が実現されるまで、県独自で保育料を補助すべきと考えますが見解を伺います。

黒岩知事：県政の諸課題に対する役割と責任について何点かお尋ねがありました。

まず、幼児教育・保育の無償化による影響についてです。はじめに、特色ある幼児教育を行っている認可外保育施設の無償化についてです。昨年12月に閣議決定された新しい経済政策パッケージでは、3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することとされました。これに対し、保護者や保育現場からは保護者の就労等で保育が必要であるにもかかわらず認可保育所を希望しても空きがないため、やむをえず認可外保育施設に子どもを預けた場合は無償化の対象とならないのは不公平ではないかとの指摘がありました。この指摘を受け、国では本年6月の骨太の方針の中で認可外保育施設については、保育の必要性がある子供が認可保育所に入所できず利用した場合に限って無償化の対象としました。そのため現時点では認可外保育施設に通うすべての子どもの無償化を国に要望することは考えていません。また、県独自で保育料を補助することも考えていません。

《再質問》

加藤議員：では答弁を受けまして再質問をさせていただきます。まず、特色ある幼児教育を行っている幼児教育施設の無償化について再質問いたします。答弁では国に求めない、保育料の補助はしないという答弁でした。幼児教育施設は40年以上の歴史があり、幼児教育を保護者と共同で地域で大切に守り育ててきた施設です。これまで発達障害やダウン症、難病のお子さん、また幼稚園などで断られたお子さんを受け入れてきています。自然の中で自由な保育や、独自の幼児教育を続けてきているので、認可に移行してきませんでした。このままでは廃園の危機となります。

そこで知事に伺います。是非県として幼児教育施設、関係者の方々と懇談をしていただき、意見要望を聞いていただくことはできるかどうか伺います。

《再質問への答弁》

黒岩知事：それでは再質問にお答えいたします。繰り返しになりますが、国に要望することはしませんけれども事業者の希望を確認しながら無償化の対象となる認可の施設に移行する場合は、必要な支援、これを行ってまいりたいと考えています。認可外保育施設につきましては、認可保育所に入れない子どもの受け皿の役割をはたしていただいておりますので、今後もそういった特色ある保育を続けていただきたい、そういう考えであります。

答弁は以上です。

《要望》

加藤議員：はい。認可化の移行を幼児教育施設について相談に乗るというような答弁でしたが、幼児教育施設は幼稚園指導要綱または保育所指針それに則らない自由な保育を行っている施設ですので、その認可化に移行するということであれば、保護者からその施設は選ばれず、入園の希望が無くなるということになります。私はぜひ県内にあるこの24か所、県の所管の幼児教育施設が存続できるよう県として取り組んでいただくよう要望いたします。

(イ) 幼児教育・保育の無償化の実施時期をはじめとした様々な課題について

加藤議員：次に、幼児教育・保育の無償化の実施時期をはじめとした様々な課題についてです。

幼児教育と保育の無償化には、さまざまな課題があります。無償化の対象が認可外保育施設や、基準が低い企業主導型保育などにも広がります。一部の認可外保育施設では、全国でも県内でも死亡事故がおきており、保育の安全性や質の確保が保てるのかどうか心配です。また実施時期は、来年10月の予定ですが、子どもたちの入園は4月からです。認可保育所の保育料はまず4月から8月まで決まり、9月は前年度収入の確定により変更があり、その後また10月から無償化の保育料設定になります。さらに認可外保育施設については、保育料はいったん保護者が支払いその後償還払いとなります。また現在、無償化の対象外となる給食費について幼稚園と保育園では、保護者から徴収する経費が異なり取り扱いが変わっており、統一されておられません。

共同通信がおこなった政令市等の全国主要都市を対象にした調査の結果では、回答した81自治体のうち、無償化の政府方針に「全面的に賛成」は大阪市のみ、どちらかといえば賛成が35団体（43％）で、賛成は半数未満です。

また無償化によって保育施設への入所希望が増えると思われたのが、63団体（78％）、その結果待機児が増えると思うとの回答が49団体（60％）にのぼったそうです。さらに政府に対する意見で、「自治体の業務が増え対応できるか不安」「実施の際、現場で混乱を招く恐れがある」など無償化の影響に対する不安が寄せられています。

来年10月の実施については、市町村行政も、幼稚園も保育所も、保護者も制度が確立しない不安と混乱の中にあります。

そこで知事に伺います。幼児教育・保育の無償化について、市町村や幼稚園、保育所、保護者などの意見・要望を課題として取りまとめ、無償化の実施時期の再検討や、様々な課題への対応を国に要望すべきと考えますが見解を伺います。

黒岩知事：次に、幼児教育・保育の無償化の実施時期をはじめとした様々な課題についてです。国は無償化の実施時期について消費税の引き上げに合わせ来年10月からの全面的な実施をめざすとしています。無償化については国が制度の詳細を検討中であり未定な部分も多いことからこれまで県では本年2月以降3回にわたってできる限り早く制度の詳細を決定し公表するよう国に要望してきました。また8月には県内全市町村が参加する保育対策協議会に国の担当者を招き、市町村が意見要望を直接伝える機会を作りました。さらに幼稚

園や保育所、保護者に対しては幼稚園や保育所の入所申し込みが始まる秋ごろに市町村と連携して国の説明資料や市町村作成のチラシなどにより制度の周知を図る予定です。県では今後も国の制度に関する市町村や幼稚園、保育所、保護者のご意見については機会をとらえて国に伝えてまいります。なお幼児教育の無償化については財源となる消費税引き上げの時期に合わせて実施することとされていますので、県としては無償化の実施時期の再検討について国に要望する考えはありません。

(ウ) 待機児童の解消に向けた取組について

加藤議員：次に、待機児童の解消に向けた取組についてです。

幼児教育・保育の無償化の影響により保育所への入所ニーズが高まり、さらに、待機児童が増えると予想されます。このため、待機児童の解消に早急に取り組むことが必要です。

東京都の子育て世論調査の複数回答の結果ですが、利用を希望していた保育サービスについて一番多い回答は、「公立認可保育所」52%、つぎに「私立認可保育所」40%でした。保護者が望んでいる保育施設は身近な自治体が責任をもち、施設や人員配置など、子どもの発達に必要な水準を確保している認可保育所であることはあきらかです。

これらの状況からも、無償化の対象となる認可保育所への入所希望者がこれまで以上に増え、認可保育所を増やさない限り、希望する保育所に入所することができないケースが増えます。

安心して子どもを預けたい、という親たちの願いに応えていくことが県に求められています。

そこで知事に伺います。今後、増設する保育施設は、認可保育所を原則とするよう国に求めるべきと考えますが、見解を伺います。また、保育所への入所ニーズが高まると予想される中、県内の待機児童ゼロに向けて、今後どう取り組むのか、併せて見解を伺います。

黒岩知事：次に待機児童の解消に向けた取組についてです。来年10月に幼児教育無償化が実施されますと保育料が全額無償となる認可保育所に入所希望が集中することが予想されます。そのため、県内市町村では認可保育所を中心に整備をすすめており、県としては市町村の保育所整備の取組への支援を引き続き国に要望していきます。

次に、本件の待機児童ゼロに向けた取組についてです。本県の、本年4月1日現在の待機児童数は867人となり、2年連続で増加しています。そこで県では保育所等の定員を拡充するとともに、幼稚園における2歳児の受け入れを支援するなど保育の受け皿の拡大に努めています。併せて、保育士確保については潜在保育士の復職支援や県独自地域限定保育士試験の実施、保育士養成施設の学生への修学資金の貸し付けなど様々な取り組みを行っています。今後、保育の受け皿の拡大と保育士確保を並行して進め待機児童解消にしっかりと取り組んでまいります。私からの答弁は以上です。

《要望》

加藤議員：さらに待機児解消の取組についてお答えがありました。無償化で保育のニーズが増えると予想されていることに対しては、県も認識を一にしているというふうに思いますが、今まで通りの待機児対策では、私は、待機児はゼロになるとは考えられません。今ま

で私たちが県有地を保育所建設に有効活用の提案や保育士の処遇改善など、県としての独自施策など提案をしておりましたが、さらに県として新たな待機児解消を、県としての取組を要望させていただきます。

（２）県有地を活用した県立藤沢養護学校の建替えについて

加藤議員：次に、県有地を活用した県立藤沢養護学校の建替えについてです。

県立藤沢養護学校



県立藤沢養護学校は、１９７７年に開校した知的障がい教育部門の特別支援学校として地域の重要な障がい児教育の役割を担ってきました。現在、肢体不自由のある児童・生徒を受け入れる県立学校は藤沢にはありません。藤沢には市立の白浜養護学校があります。校舎開設当時は７５人を想定して建設しましたが、２０１８年度は１３５人に増加しています。特別教室はすべて転用済みで、今後、教室の確保が困難な状況です。重度障がい児、医療的ケアが必要な児童・生徒も通っていますが、過大規模化し、いっぱいこれ以上受け入れることができない状況です。市内の子どもたちは遠方の他地域への通学を余儀なくされています。現在藤沢養護学校は４０年経過し、設備の老朽化が進み、バリアフリー化も行われていません。藤沢市からも、保護者からも障がいの特性に応じた県立特別支援学校を新たに藤沢市内に開設することを検討してほしいと要望が出されています。

総合教育センター亀井野庁舎



現在県は、藤沢市善行の総合教育センターの再整備による建て替えを進めており、そのため隣接する総合教育センター亀井野庁舎の機能は、建替え中の7階建ての建物に移転することになっています。このことにより、藤沢養護学校の隣の県有地が2021年4月に空くことになります。希望する肢体不自由のある児童・生徒も、医療的ケア児も通える藤沢養護学校にするためには、施設設備の充実を行うことが必要です。藤沢養護学校を総合教育センター亀井野庁舎移転後の跡地に建て替えることを検討すべきです。

県では「神奈川の特別支援教育のあり方に関する検討会」が設置され8月に第1回目が開催されました。検討内容に「特別支援学校の整備のあり方について」が含まれていると聞いています。

そこで教育長に伺います。神奈川の特別支援教育のあり方に関する検討会の検討結果を待つことなく、隣接する教育委員会所管の県有地に県立藤沢養護学校の建替えを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

桐谷教育長：教育関係についてお答えします。県有地を活用した県立藤沢養護学校の建て替えについてです。特別支援学校の整備については新まなびや計画に基づき支援校の整備などに取り組んでいますが、特別支援学校に入学を希望する児童生徒数は引き続き増加しているのが実情です。そこで県教育委員会ではインクルーシブ教育の進展を踏まえたなかで、特別支援学校の整備や医療的ケアの課題などに対応するため、この8月に学識経験者や医師等専門家を構成員とする、「神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会」を設置しました。この検討会のなかで、藤沢養護学校を含め全県立特別支援学校の状況を踏まえ、今後の特別支援学校の整備のあり方について検討をまいります。

答弁は以上でございます。

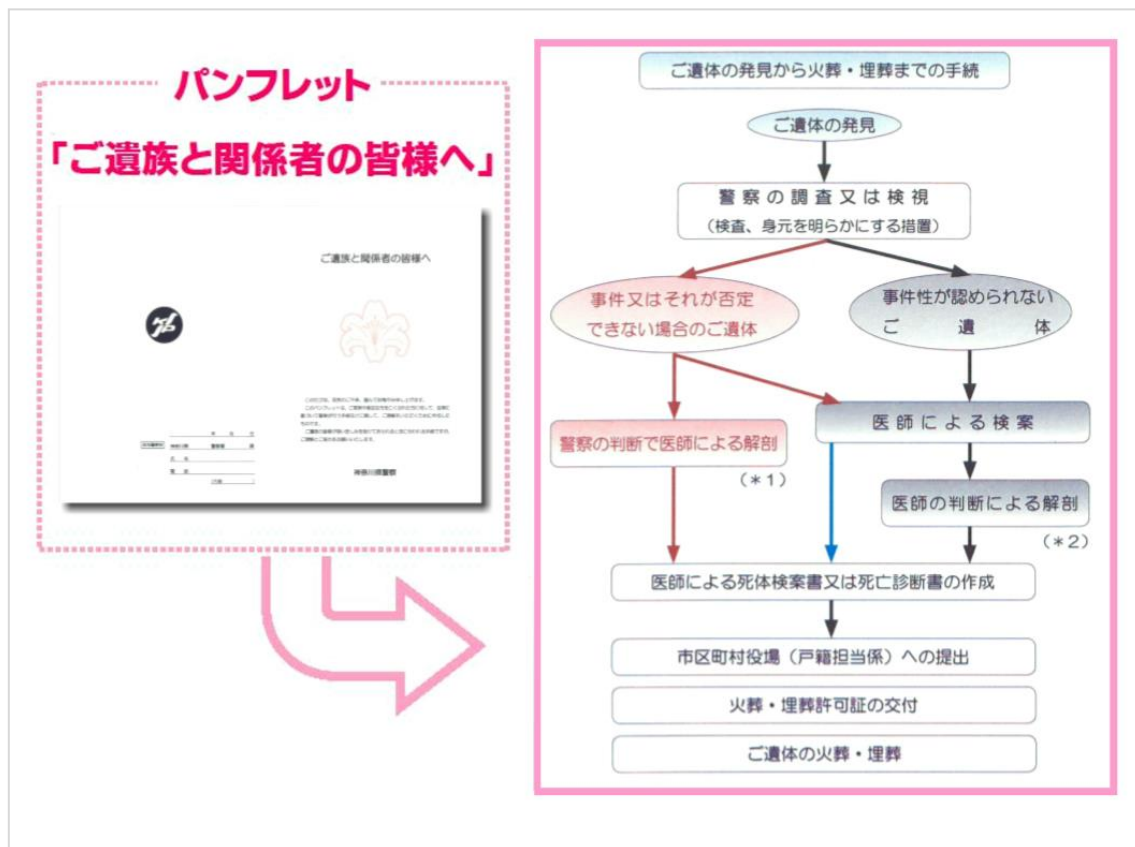
(3) 遺体の検案及び解剖の取り扱いについて

(ア) 県警察の対応について

加藤議員：次に遺体の検案及び解剖の取り扱いについてです。

まず県警察の対応についてです。

人は皆人生の最期を迎えます。その時がいつどこでくるのかわりません。病院で亡くなると病院の医師により死亡診断書が作成される場合がほとんどです。



ところが、それ以外の自宅などで亡くなった場合は、警察による調査又は検視が行なわれることになります。検視の際などに、身元や事件性の有無などを調査します。事件性が疑われる場合は、警察の判断で医師による司法解剖が行なわれます。この場合は、解剖にかかる費用については全額公費負担です。また事件性が認められないご遺体は、医師による検案のほか、ご遺族の承諾を得て承諾解剖を行う場合があります。神奈川県の場合、検案や承諾解剖などの費用、検案書料、搬送費用、保管費用などが、ご遺族負担です。この費用負担について知らない方が多くいるのが現状です。

県警察では、「ご遺族と関係者の皆様へ」というパンフレットを遺族に渡し、初めて直面することになるご遺体の発見から火葬・埋葬までの流れを丁寧に説明していると聞いています。

そこで警察本部長に伺います。「ご遺族と関係者の皆様へ」というパンフレットの存在や内容について、インターネットなどで県民に広く情報提供をすることが必要と考えますが、見解を伺います。

古谷警察本部長：遺体の検案及び解剖の取扱いに関する県警察の対応についてお答えを申し上げます。県警察が死体の取扱い時にはパンフレットを使用するなどして検視などの手

続きについて、ご遺族や関係者へのわかりやすい説明に努めております。警察が行います検視業務等へのご理解をいただくため、今後県警察の HP 等も利用して情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

(イ) 遺族の費用負担の軽減について

加藤議員：次に遺族の費用負担の軽減についてです。

先日、県内の同じ団地内でそれぞれ亡くなった状態で発見された方の検案料などのご遺族の負担が数万円の方と、30万円の請求があった方と大きく差があったと聞きました。これは、解剖を行ったか否かの他、遺体の搬送や保管などを行う葬儀業者によっても異なるということです。また、病気などの治療中でかかりつけ医が、現場で死亡診断書を書いた場合は負担が少なくなるそうです。このように、県内では、ご遺族の負担に、大きな差があります。一方、東京都では、監察医務院制度があり、都の負担で検案や解剖などが行なわれる解剖について遺族負担はなく無料です。また兵庫県には監察医務室があり、神戸市内では、西区と北区を除き、検案などに係わる手数料は一律2万円の負担と軽減されています。亡くなった後に、葬儀費用に加えて思いがけなく必要となる検案料や承諾解剖などの費用負担は遺族に大きくのしかかります。

そこで健康医療局長に伺います。今後、高齢化による孤立死や孤独死などの増加が予想される中、検案や承諾解剖などの費用負担の軽減措置を国に要望すべきと考えますが見解を伺います。また、この費用負担の軽減措置について、国が実施するまで、県が独自に措置すべきと考えますが、見解を伺います。

市川健康医療局長：健康医療局関係のご質問にお答えいたします。遺体の検案及び解剖の取扱いについてお尋ねがありました。遺族の費用負担の軽減についてです。本県では急速な高齢化が進み一人暮らしの高齢者の増加も見込まれることから、いわゆる孤独死も増えていくと考えています。そうしたなか、たとえば自宅で亡くなった状態で発見された場合、犯罪の疑いがなければまず専門の医師による検案を行い、さらなる死因の究明が必要な場合は、ご遺族の承諾を得たうえで解剖を行います。この検案や承諾解剖の費用については、本県では身元が不明な場合を除きご遺族に負担していただいています。これは死因が明確でない場合、費用も含めてご遺族が同意し承諾を得たうえで検案や解剖を行うという考え方によるもので、このため検案や解剖の費用負担の軽減について、現時点では国への要望や県で予算措置することは考えていません。

私からの答弁は以上です。

加藤議員：それでは遺体の検案及び解剖の取扱いについて要望させていただきます。県の昨年度の死体取扱件数は12518件、そのうち遺族の同意を得て行った承諾解剖の件数は4014件でした。この4014件の方達は解剖検案等でご負担をいただいています。ご遺族と関係者の皆様へのパンフですが、今回は県警察に情報提供を求めましたが幅広く関係団体も含めて周知に努めていただくよう求めます。ご家族がなくなられた実際の場面で、このパンフレットを受け取っていないという方もいらっしゃいましたので、さらに現場でのパンフレッ

トの活用の徹底、丁寧な説明について要望いたします。内閣府の死因究明等施策推進室が発行している、死因究明等推進計画進捗状況によりますと平成30年3月現在、既に死因究明等推進協議会設置を行っているのは30都道府県ございます。たいへん神奈川県は、準備会は進められているということですが、遅れています。滋賀県ではすでに28年第一次提言が施行されました。その中で県における問題点と推進すべき課題20挙げられています。その課題19には死因究明に関する制度の内容について県民に対する情報が欠如していた。死因究明は個人の尊厳や基本的人権にかかわることです。重要な問題としてとらえ、相談窓口の設置の検討なども含めさらなる制度の充実、また県としても負担の軽減を含めて課題として取り組んでいただきますよう要望いたしまして私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。